

奈井江町 第6期まちづくり計画

基本構想

(平成27年度～平成36年度)

○計画の策定にあたり

I. 計画の策定にあたり	1
II. 計画の構成	2
III. 計画の期間	2
IV. 推計人口	3

○基本構想

I. 計画の目的	4
II. 計画の期間	4
III. まちづくりのテーマ	4
IV. まちづくりの基本目標	5
V. 政策の大綱	6
1 安心して住みつづけるために	6
2 健康でいきいきと暮らすために	6
3 心豊かに学びつづけるために	7
4 活力ある産業の推進のために	7
5 地域に根ざしたまちづくりのために	7

➤ 計画の策定にあたり

I. 計画策定の背景

奈井江町では、昭和 46 年（1971 年）の「奈井江町振興計画」の策定以来、5 期にわたり総合計画を策定し、計画的なまちづくりの推進に努めてきました。

平成 17 年 4 月からは、第 5 期まちづくり計画と同時に「まちづくり自治基本条例」を施行し、社会経済情勢に左右されることなく、町民が「お互いを尊重し」「助け合い」「一人ひとりが主体となった」住民自治の確立と充実を図り、積極的な情報公開と町民との対話を基本に、直面する行財政問題をはじめ地域における課題への対策など、町民と協働のまちづくりの実践に努め、健全財政を堅持しながら今日の奈井江町を築きあげてきました。

現在、地方分権の進展と共に独自性を発揮したまちづくりが求められている中、全国的に都市部への人口流出や少子高齢化など、人口減少問題が深刻化すると共に地域の将来が不安視されている状況です。

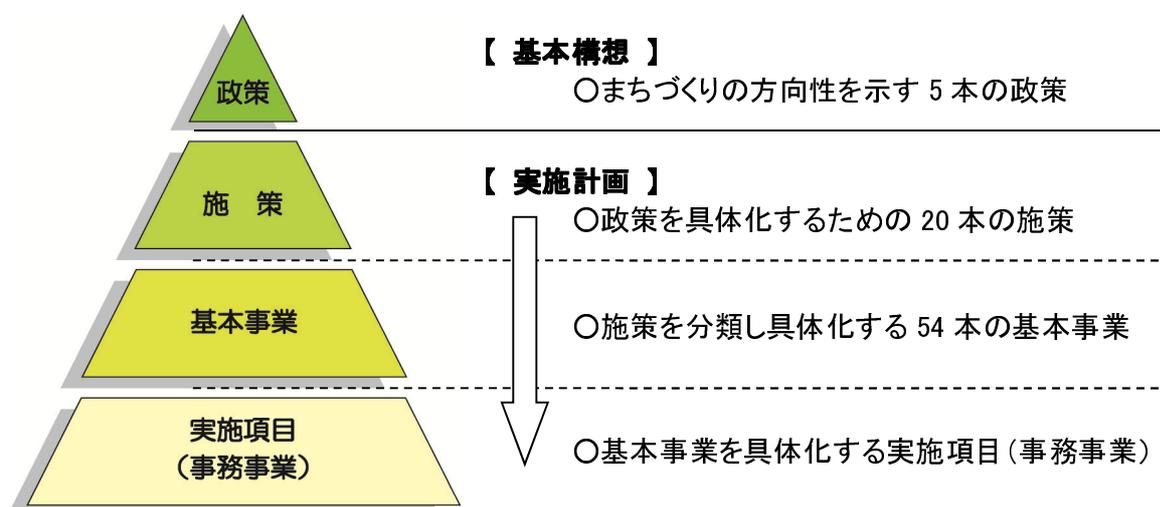
こうした町を取り巻く様々な厳しい環境にあっても、町民が生涯にわたり心豊かに住みよいと実感できる「まちづくり」を進めるためには、これまでの様々な成果の継承とあらゆる資源の連携を深めながら新たな発想によるまちの魅力創出が必要です。

今、国内の情勢は地方創生に重点を置いた政策に転換されています。今後も、様々な社会経済情勢の変化に対応し、長期的視野に立った計画的なまちづくりを進めるため、平成 27 年度を起点とする「奈井江町第 6 期まちづくり計画」（以下「まちづくり計画」という。）を策定いたしました。

Ⅱ. 計画の構成

「まちづくり計画」は、「基本構想」と「実施計画」で構成しています。

基本構想	基本構想は、長期的な視野に立ち、まちづくりの基本的な理念や方向性を明らかにし、その実現のために必要な政策の大綱を示したものです。
実施計画	実施計画は、基本構想で示した政策に基づき5カ年ごとに実施する、具体的な事業の内容を体系別に示したものです。 実施計画の進行管理に当たっては、社会経済情勢や町民ニーズ等の変化に適切に対応しながら、計画の実効性と弾力性を確保する必要があるため、事業の進捗状況等を踏まえて、毎年度見直しを行います。



Ⅲ. 計画の期間

基本構想の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までとし、実施計画は前期計画を平成 27 年度から平成 31 年度まで、後期計画を平成 32 年度から平成 36 年度までとしています。

なお、後期計画については、平成 31 年度に前期実施計画の実績や社会経済情勢等を踏まえ、新たに策定を行います。

基本構想 (平成 27 年度～平成 36 年度)	
前期実施計画 (平成 27 年度～平成 31 年度)	後期実施計画 (平成 32 年度～平成 36 年度)

IV. 推計人口

本町の人口は、都市部への人口流出や少子高齢化により、今後も減少傾向が予想され、基本構想の期間である平成 36 年度の人口は、4,760 人と推計しています。

(単位：人・世帯・%)

区 分		平成 26 年度		平成 31 年度		平成 36 年度		b/a
		a	構成		構成	b	構成	
総人口		5,830	100.0%	5,300	100.0%	4,760	100.0%	81.6%
年齢 別 人口	0～14 歳	510	8.7%	380	7.2%	300	6.3%	58.8%
	15～64 歳	3,010	51.7%	2,520	47.5%	2,100	44.1%	69.8%
	65 歳以上	2,310	39.6%	2,400	45.3%	2,360	49.6%	102.2%
世帯数		2,910	—	2,800	—	2,680	—	92.1%
平均世帯人員		2.0	—	1.9	—	1.8	—	89.0%

※コーホート要因法により、各年度末の推計人口を記載

➤ 基本構想

I. 計画の目的

「第6期まちづくり計画」の基本構想は、長期的な視野に立ち、まちづくりの基本的な理念や方向性を明らかにし、その実現のために必要な政策の大綱を示しています。

II. 計画の期間

基本構想の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

III. まちづくりのテーマ

～おもいやり明日へ～



奈井江町は、平成6年（1994年）の開町50年を契機に、保健・医療・福祉を町の重要課題として捉え、「健康と福祉のまち宣言」を行いました。平成7年度から平成26年度まで進めてきたまちづくり計画では、「おもいやり明日へ」を指針的テーマに掲げ、一貫して、「人にやさしい」「おもいやりのある」まちづくりを進めてきました。

平成27年度からのまちづくり計画においても、これまでの取り組みの成果を継承し、人・物・自然など、様々な場面で「やさしさとおもいやり」が感じられるまちづくりを目指すため、引き続き、「おもいやり明日へ」をテーマとし、町民と一体となったまちづくりを進めます。

IV. まちづくりの基本目標

地方分権の進展と共に地域の独自性や生活への利便性が求められる中、各市町村では創意工夫を凝らした様々な取り組みが行われていますが、都市への人口流出や少子高齢化による人口減少とともに地域コミュニティが疲弊化するなど、市町村では深刻な課題を有しています。

このような厳しい状況下にあっても、本町では、まちづくり自治基本条例の基本理念のもと、まちの課題や活性化に対する取り組みを町民とともに考え、創りながら進めてきました。

今後も、個性的で住民ニーズを捉えたまちづくりを進めていくためには、これまで育ててきた町民との協働を継承し、人・地域・自然・組織など、本町が有する優れた資源のつながりと有効活用を図り、このまちに秘められた可能性を引き出しながら、新たな魅力創出に挑むまちづくりを進めるため、次の3項目を基本目標に掲げます。

みんなが参加するまちづくり

地方分権が進む中、より個性的で魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、住民自治の理念のもと、全ての町民がお互いの自主性を尊重し、「自ら考え行動する」意識を高め、主体的に取り組むことが最も大切です。

積極的な情報公開と情報共有を図り、町民と協働のまちづくりに取り組みます。

心豊かな住みよいまちづくり

物の豊かなこの時代に、経済的な豊かさだけでなく、心の潤いや生きる喜びを感じ得ることが求められています。

本町が誇る、人・物・技術・情報など、あらゆる資源を活かし雇用と活力の創出や定住促進を図るとともに全ての町民が心の潤いを得られ、いきいきと暮らすまちづくりを進めます。

未来につなぐまちづくり

まちを守り育てるため、「おもいやり明日へ」をテーマにこれからも「ないえ」らしさを継承し、中長期的な視点を持った取り組みが必要です。

社会経済情勢の変化に対応しながら、創造性あふれる様々な取り組みを行うとともに広域連携の可能性を最大限活かし、次代へとつなぐまちづくりを進めます。

V. 政策の大綱

人口減少や少子高齢化の中であって、定住対策が喫緊の課題です。

定住対策は、町営住宅の建設や住宅用地の分譲に留まらず、住民に対する安全、安心な生活環境の確保や子育て、保健、教育、産業施策など、多様な施策の充実が重要であり、基本目標の下、次の5つの政策が連動する総合的なまちづくりを進めます。

1 安心して住みつづけるために

- すべての町民が、安心して住み続けられるよう、住環境整備の充実や道路・上下水道・公園など、社会資本の適切な維持管理を行います。
- 様々な災害から町民を守るため、町民の防災意識の向上や防災機能の充実を図ります。
- 交通事故や犯罪の未然防止に向け、家庭や地域、学校など関係機関が一体となった運動を展開します。
- 住みよいまちづくりのため、町民一人ひとりの環境意識を高め、ごみの減量化・資源化や環境衛生対策に努めます。
- 地球温暖化防止や生物多様性の保全など、森林が持つ公益的機能が低下している中、この豊かな美しい森林・自然環境を未来につなげるため、森林の管理と自然環境の保全に努めます。

2 健康でいきいきと暮らすために

- すべての町民が健康でいきいきと暮らせる地域社会をつくるため、保健・医療・福祉・介護が一体となったサービス基盤をつくるとともに、介護保険サービスや保健事業、病院機能の充実を図り、町民一人ひとりの健康状態に応じた健康づくりや介護予防、医療の提供に努めます。
- 核家族化や就労家庭の増加など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、安心して子どもを産み、育てることができる環境をつくるため、多様化する保育・教育や子育て支援のニーズに応えた様々な取り組みを進めます。
- 少子高齢化とあわせて人口減少が続き、人口構造が変化している中で、高齢者の生きがいづくりやマンパワーの活用を推進します。
- 障がいのあるなしにかかわらず、すべての町民がともに暮らしていける地域社会をつくるため、障がいのある人の社会参加や利用者のニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。
- 高齢者等支え愛条例の推進を図り、住み慣れた地域で安心した暮らしを実現するため、地域や関係機関と連携を深めながら活動を展開します。

3 心豊かに学びつづけるために

- 基礎的・基本的な学習事項を確実に身につけ、自ら、課題を発見し、考え（思考力）、取り組み・解決（判断力）し、それを発信する力（表現力）をはぐくんでいきます。
- 体験学習等を通して社会の一員としての自覚を促すような指導を行いながら倫理観を高め、児童・生徒の感性を磨き、「心の豊かさ」をはぐくみ、優しさのある奈井江人の育成をめざします。
- 町民一人ひとりが生涯を通して自由に選択し学ぶことができるよう、社会教育や学校教育、芸術・文化・スポーツ活動など、幅広い学習機会の創出を進めます。

4 活力ある産業の推進のために

- 本町の基幹産業である農業は、高齢化などにより担い手が減少傾向にあります。活力ある農業を目指すため、担い手の育成や確保を行うとともに、農業生産基盤の整備、多面的機能の発揮、環境保全型農業など様々な取り組みを支援し、農業の発展を図ります。
- それぞれの産業分野で自助努力されている各事業者等を支援し、地域の活性化を図るとともに、新たな企業の立地や魅力ある産業のまちづくりを目指し、各種関係機関と連携強化を図ります。
- 恵まれた交通立地条件と豊かな自然を活かした、観光づくりを進めます。

5 地域に根ざしたまちづくりのために

- 地方分権型社会にふさわしい、町民一人ひとりが主役のまちづくりを進めるとともに、地域社会の充実を図るため、情報公開や町民参加を積極的に行い、町民と町とのパートナーシップの向上及び、地域に根ざした協働によるまちづくりを進めます。
- 町民の多様なニーズに応えながら、効率的で持続可能な行財政運営を行うため、事業の改善、見直しを進めるとともに、他市町村との広域連携を推進し、町民サービスの向上と行財政運営体制の強化を進めます。
- 地域主権・地方重視の社会に対応するため、国と地方及び自治体間の役割分担や地方自治を高める施策の検討を進めるとともに、必要となる施策の提案を国に対し積極的に行います。